



◆ *News Release* ◆

各位

株式会社阪急エクスプレス

阪急エクスプレス、「特定保税承認者」の承認について

阪急エクスプレスは、3月13日に大阪税関長より特定保税承認者の承認を受けましたのでお知らせいたします。

特定保税承認制度は、日本版 AEO 制度^(*)の一つとして、2007年に施行された制度で、セキュリティ管理とコンプライアンス体制が整備されているなどの条件を満たす事業者に対して税関長が承認を与え、この承認を受けると新たな保税蔵置場を設置する際に従来の許可制から届出制に変更になるなどの優遇措置が受けられるものです。

当社では今回が初めての承認となり、対象となる保税蔵置場は下記のとおりです。

記

- ◆ 関空保税蔵置場
大阪府泉南市泉州空港南1番地国際貨物上屋F棟
- ◆ 南港保税蔵置場
大阪府大阪市住之江区南港東四丁目11番93号
阪急大阪カーゴターミナル(HOCT)内
- ◆ 神戸通関センター保税蔵置場
兵庫県神戸市東灘区向洋町東四丁目16番
神戸航空貨物ターミナル(K-ACT)内

(*) AEO : Authorized Economic Operator の略であり、民間企業と税関当局がパートナーシップを結び、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立の実現を図る制度です。

阪急エクスプレスは、今後もセキュリティ管理とコンプライアンス体制の徹底と強化に努め、お客様に安全・安心なサービスをご提供してまいります。

以上

————— < 本件に関するお問い合わせ先 > —————

〔株阪急エクスプレス 広報担当〕

株式会社阪急阪神交通社ホールディングス 広報部

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-9-2 TEL:03-6745-7333/FAX:03-6745-7334

〒530-0047 大阪市北区西天満6-4-18 TEL:06-6366-1261/FAX:06-6366-1290